

## 常勤理事の報酬等並びに費用に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人昭和聖徳記念財団（以下「本財団」という。）の定款第32条の規定に基づき、常勤理事の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 本財団は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、月額により定例報酬を支給する。
- 3 常勤理事には、賞与を支給しない。
- 4 常勤理事には、その退任に際し退職慰労金を贈ることができる。ただし、その額は定例報酬月額1月分以内とする。

### (定例報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤理事報酬の総額は、年500万円以内とする。

- 2 常勤理事の定例報酬月額は、(別表)常勤理事俸給表のとおりとし、常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

### (定例報酬の支給)

第5条 前条で決定された報酬は、毎月25日、振込により支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは順次繰り上げる。

- 2 法令に基づき常勤理事の報酬から控除すべき金額がある場合には、常勤理事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

### (費 用)

第6条 本財団は、常勤理事がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人昭和聖徳記念財団の設立の登記の日から施行する。

(別表) 常勤理事俸給表 (単位：円)

号俸	月額
1	150,000
2	200,000
3	250,000
4	300,000
5	350,000
6	400,000